中東

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	2,950	5,750	2,750	5,600	2,950	5,750	2,750	5,600	750	1,150
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	155	300	145	290	155	300	145	290	40	60
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	22,500	43,950	21,050	42,500	22,500	43,950	21,050	42,500	5,700	8,950
イスラエル	ｼｪｹﾙ	150	293	140	283	150	293	140	283	38	60
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	57,000	112,000	54,000	108,000	57,000	112,000	54,000	108,000	15,000	23,000
イラン	ﾘｱﾙ	28,500,000	56,000,000	27,000,000	54,000,000	28,500,000	56,000,000	27,000,000	54,000,000	7,500,000	11,500,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	16.0	31.5	15.0	30.5	16.0	31.5	15.0	30.5	4.0	6.5
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	154	300	144	290	154	300	144	290	39	61
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	13.00	25.25	12.25	24.50	13.00	25.25	12.25	24.50	3.25	5.25
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	160	310	150	300	160	310	150	300	40	65
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	5,050	9,850	4,700	9,500	5,050	9,850	4,700	9,500	1,300	2,000
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	1,620	3,160	1,515	3,060	1,620	3,160	1,515	3,060	410	645
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	16.0	31.0	15.0	30.0	16.0	31.0	15.0	30.0	4.0	6.5
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	30	59	28	57	30	59	28	57	8	12
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	3,700,000	7,200,000	3,500,000	7,000,000	3,700,000	7,200,000	3,500,000	7,000,000	900,000	1,500,000